

# あいづばんげ 男女共同参画プラン

～あいづばんげ なのはなプラン～

令和2年度改定版



日常生活の中で、「男だから・・・、女だから・・・」と“当たり前”と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について少しだけ考えてみませんか？

会津坂下町

令和2年3月

## はじめに



すべての町民が個人として尊重され、責任を分かち合い、一人ひとりが自己の能力を十分に発揮できる社会の実現は、本町にとって重要な課題です。

本町では、平成21（2009）年に「あいづばんげ男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成26（2014）年に改定を行い、男女共同参画社会の実現を目指した取組みを進めてきました。

しかしながら、平成31年4月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、家庭や地域において、男女の不平等感が依然として強く残っていることが浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、本町では、さらに実効性を高めるため、このたび新たに「女性活躍推進法市町村推進計画」と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を盛り込んだ形で、本プランの改定を行いました。

このプランの推進にあたっては、行政だけでなく、町民、事業所、関係機関の皆さまと連携し、積極的に取り組むことが重要であり、皆さまのなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、プラン改定に際しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました会津坂下町男女共同参画プラン策定委員会委員、ワーキンググループ委員の皆さまをはじめ、調査にご協力いただいた町民の皆さま、事業所の皆さま、そして多くの関係者の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和2（2020）年3月

会津坂下町長 齋藤文英

# あいづばんげ男女共同参画プラン

## 目次

はじめに 町長あいさつ

### 第1章 基本的な考え方

- (1) 男女共同参画社会の必要性 . . . P 1
- (2) プラン改定の背景 . . . P 2
- (3) プランの基本理念 . . . P 3
- (4) プランの基本目標 . . . P 3
- (5) プランの性格と位置づけ . . . P 4
- (6) プランの期間 . . . P 4
- (7) プランの体系 . . . P 5

### 第2章 プランの内容 . . . P 6

- 基本目標Ⅰ 人権を尊重するところを育む . . . P 7
- 基本目標Ⅱ 対等な立場で社会を担う . . . P 11
- 基本目標Ⅲ 働きやすい環境を整える . . . P 15  
【女性活躍推進法市町村推進計画】
- 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる社会を築く . . . P 19

### 第3章 プランの推進 . . . P 22

- (1) 推進体制 . . . P 22
- (2) 推進状況の検証 . . . P 22

(参考資料)

# 第1章 基本的な考え方

## (1) 男女共同参画社会の必要性

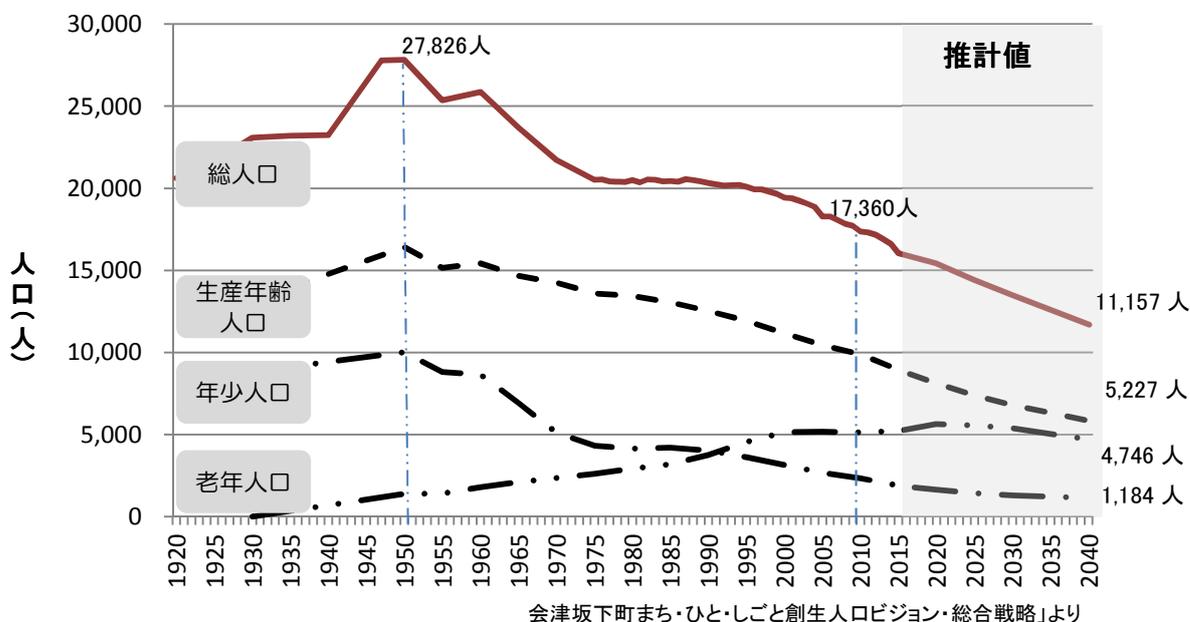
現在、私たちを取り巻く社会は、急激に変化しています。

本町においても、少子高齢化が急速に進み、経済成長の低下や社会保障制度における現役世代の負担増加など、これまで整備した社会資本の維持が困難になることが予想されます。

こうした状況を乗り越えるため、本町では、第六代会津坂下町振興計画において「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を基本コンセプトとして掲げました。これを実現するためには、町民一人ひとりが、その個性と能力を存分に発揮できる社会を作ることが緊要であり、そのような社会こそが男女共同参画社会であるといえます。

もとより人は誰もが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した人生を送る権利があります。また、社会の構成員として等しく政策・方針決定過程に参画し、責任を担うことが必要です。「男女共同参画社会の形成」は、こうした人権の確立、民主主義の実質化のために不可欠です。

図表 年齢3区分別人口の推移（会津坂下町）



※男女共同参画社会の形成とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。

## (2) プラン改定の背景

### ①世界の動き

- 1975年 「国際婦人年」「世界行動計画」採択
- 1976年 「国際婦人の10年」開始
- 1985年 「国際婦人の10年世界会議（ナイロビ）」  
「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
- 1995年 「第4回世界女性会議（北京）」「北京宣言及び行動綱領」採択
- 2012年 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議を採択

### ②国の動き

- 1975年 国内本部機構「婦人問題企画推進本部」設置
- 1977年 「国内行動計画」策定
- 1985年 「雇用の分野における男女の均等な機会及び女子労働の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」成立、「女子差別撤廃条約」批准
- 1991年 「育児休業法」成立
- 1999年 「男女共同参画社会基本法」成立
- 2000年 「男女共同参画基本計画」策定
- 2001年 「配偶者暴力防止法」成立
- 2005年 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
- 2010年 「第3次男女共同参画基本計画」策定
- 2015年 「第4次男女共同参画基本計画」策定  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立

### ③県の動き

- 1978年 青少年婦人課を設置
- 1983年 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定
- 1994年 「ふくしま新世紀女性プラン」策定
- 2001年 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
- 2005年・2009年・2012年 「ふくしま男女共同参画プラン」改定

### ④会津坂下町の動き

- 1993年 男女共同参画型社会形成推進委員会設置
- 1997年 「会津坂下町女性行動計画」策定
- 2000年 「会津坂下町女性行動計画推進会議」設置
- 2009年 「あいづばんげ男女共同参画プラン」策定
- 2014年 「あいづばんげ男女共同参画プラン」改定
- 2020年 「あいづばんげ男女共同参画プラン」改定

### (3) プランの基本理念

男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、このプランの基本理念を次のとおりとします。

すべての町民が個人として尊重され、性別にかかわらず、  
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、  
あらゆる分野に、ともに参画し、責任を担う社会

具体的には、次のような社会です。

- すべての人が性別による差別的取扱いを受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会
- 個人が性別にとらわれることなく、その個性に応じて、主体的に生き方を選択でき、その選択が尊重される社会
- 男女が社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会
- 誰もが性別にとらわれることなく、家庭・職場・地域における活動と責任を担うことができる社会
- 一人ひとりが地球市民として多様な価値観を受容し、世界の人びとと連帯して共生できる社会

### (4) プランの基本目標

本プランの基本理念を施策展開につなげていくため、次の4つを計画の基本目標とし、施策を体系づけます。

- 基本目標Ⅰ 人権を尊重するところを育む
- 基本目標Ⅱ 対等な立場で社会を担う
- 基本目標Ⅲ 働きやすい環境を整える【女性活躍推進法市町村推進計画】
- 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる社会を築く

## (5) プランの性格と位置づけ

本プランは、第六次会津坂下町振興計画や会津坂下町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略をはじめとする各種計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた事業を展開するための計画です。

また、この計画は、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本町における推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく本町における基本計画を含みます。

## (6) プランの期間

本プランの計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを図ります。

- ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差（セックス）に対して、これと区別するため、国際的にも広く使用されることになった概念・用語。ジェンダーの具体例としては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見が挙げられる。
- エンパワーメント：力をつけること。個々の男女が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を目的として平成27年8月に成立した法律。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

## (7) プランの体系

基本理念

すべての町民が個人として尊重され、性別にかかわらず、  
自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、  
あらゆる分野に、ともに参画し、責任を担う社会

基本目標

Ⅳ  
安心して暮らせる  
社会を築く

Ⅲ  
働きやすい  
環境を整える  
【女性活躍推進法  
市町村推進計画】

Ⅱ  
対等な立場で  
社会を担う

Ⅰ  
人権を尊重する  
こころを育む

2 すべての人にやさしい福祉の充実

1 生涯を通じた健康づくりの支援

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 雇用・労働環境の整備と女性活躍の促進

3 防災における男女共同参画の促進

2 女性の人材育成支援

1 政策方針決定の場への女性参画の促進

3 あらゆる暴力の根絶

2 男女平等・人権教育の推進

1 男女共同参画への理解促進

施策の基本的方向

## 第2章 プランの内容

---

### 基本目標Ⅰ 人権を尊重するところを育む ……P7

男女共同参画社会の基礎となるのは、互いの違いを認め合い、多様な生き方を尊重し合える一人ひとりの「ところ」です。  
固定観念によって、自分や相手の選択肢や可能性をせばめているという問題の本質に気づくことが大切です。

### 基本目標Ⅱ 対等な立場で社会を担う ……P11

町民一人ひとりが抱えている問題は、それぞれ違います。  
当事者でないとわからない不安や悩みはたくさんあります。  
多様なニーズに応えるためには、多様な人の参画が必要です。

### 基本目標Ⅲ 働きやすい環境を整える【女性活躍推進法市町村推進計画】……P15

生産年齢人口減少による労働力の不足や、ニーズの多様化・グローバル化など、私たちを取り巻く社会は急速に変化しています。  
社会の変化に対応するためには、一人ひとりの能力や個性を最大限に発揮できる環境整備が不可欠です。

### 基本目標Ⅳ 安心して暮らせる社会を築く ……P19

活躍の場が広がる一方で、社会から求められる役割の多さに余裕をなくしてしまう人もいます。すべての人が、自分らしくいきいきと活躍できるよう、支援体制の構築が必要です。

## 基本目標 I 人権を尊重するところを育む

### 現状と課題

- 家庭生活において、“男性のほうが優遇されている”と感じている町民が男女ともに多くいます。また、慣習・しきたりにおいて、“男性のほうが優遇されている”と感じている町民の割合は、10年前と比べて、男性では2割、女性では3割増加しています。  
男女の固定的な役割意識やそれに基づく制度や慣習などが根強く残っているようです。長い年月をかけて形成された意識を変えにくいこともありますが、啓発活動を継続することが大切です。
- 教育の場において“平等”と感じている町民の割合は、男女ともに7割を超えており、10年前と比較すると、2割程増加しています。  
教育の場においては、これまでの取り組みに対する成果が現れているため、今後も継続して、男女平等・人権尊重の教育を推進していくことが必要です。
- DV（配偶者等からの暴力）を受けたことがある町民のうち、“どこにも相談しなかった”と回答している人も少なくありません。相談しなかった理由は、「自分が我慢すればいい」「相談しても無駄」「相談するほどのことではないと思った」等が多く、一人で悩む方が多いようです。そのため、深刻化する前に、早めに対処できる体制が必要です。

### 《プラン策定ワーキンググループでの意見》

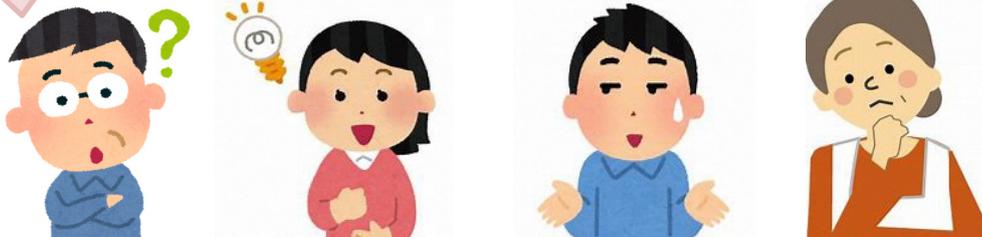
ワーキンググループで、町民意識調査の分析をしたところ、「慣習・しきたり」における男女の地位の平等について、様々な意見が出ました。

どうして  
「男性優遇」と  
感じる人が  
増えたんだろう？

啓発活動の成果の現れで、  
今まで“当たり前”だと思っ  
ていたことが、“当たり前では  
ない”と気づいた人が  
増えたのかな？

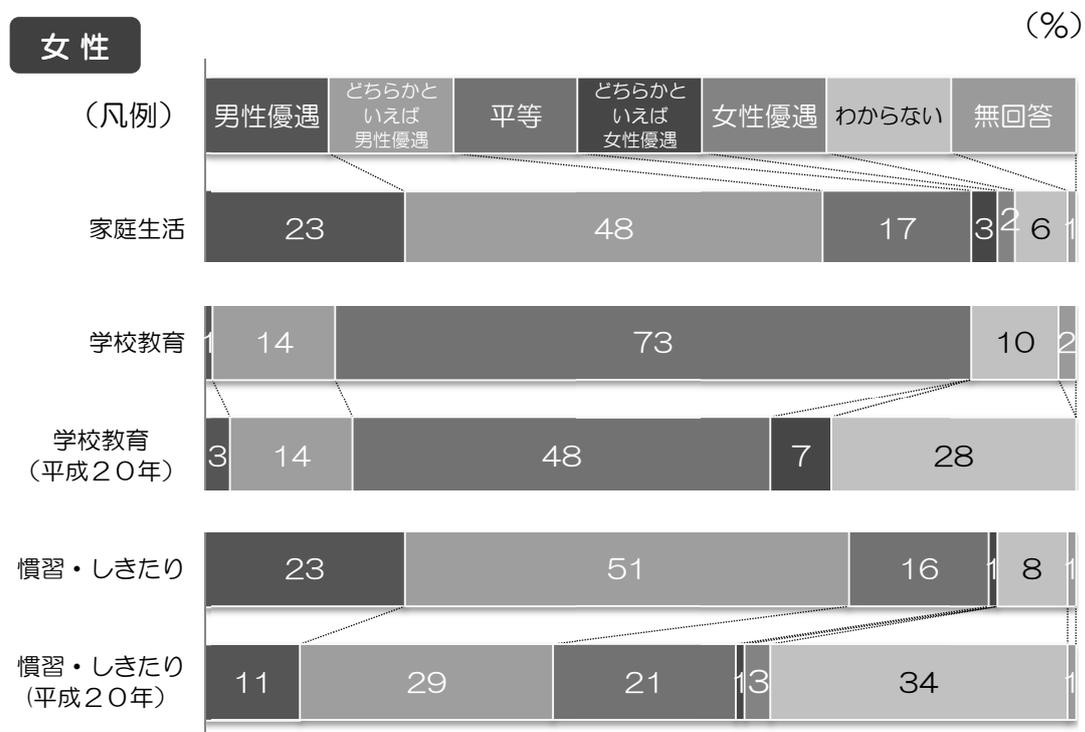
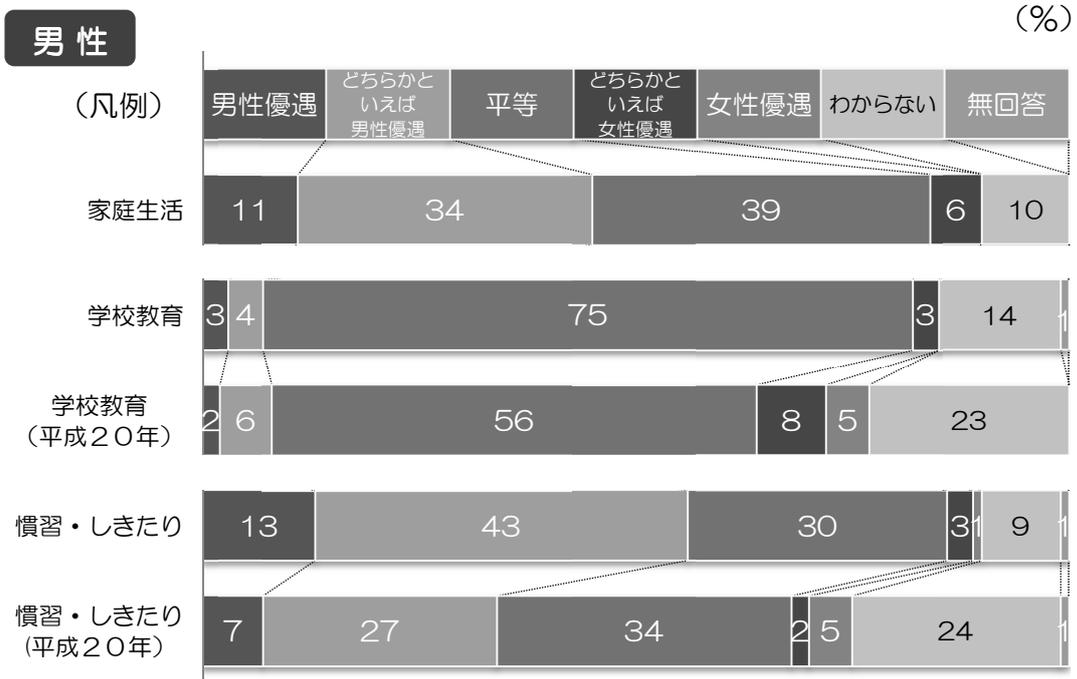
昔から変化がない  
から不満が現れた  
のかも・・・。

年代や育ってきた環境  
によって、考え方や  
感じ方は全然違うよね。



物事のとらえ方は十人十色です。多様な人の意見を聞くことが大切です。

**Q 各分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか？**（R1町民意識調査より）



施策の基本的方向 ～課題解決のためにすすめること～

▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

1. 男女共同参画への理解促進
2. 男女平等・人権教育の推進
3. あらゆる暴力の根絶

## 1 男女共同参画への理解促進

町民一人ひとりが、男女共同参画について理解を深めていくことは、誰もが自分らしく、一人の人間として尊重される社会をつくっていく上で欠かせないことです。

慣習やしきたりなど、長い年月をかけて形成されたものを変えることは簡単なことではありませんが、これからも意識啓発や学習機会の提供を継続し、男女共同参画への理解促進を図ります。

また、国際交流を通じて多文化への理解を深めます。

具体的な取り組み	担当班
男女平等意識を醸成するための学習機会の充実を図ります	社会文化班
会津坂下町国際交流協会による日本語教室や外国の料理教室など様々な活動の充実を図ります	政策企画班
地域社会における日本人と外国人居住者との相互理解を図るための活動及び情報発信に取り組みます	

## 2 男女平等・人権教育の推進

すべての町民が多様な生き方を選択できる社会を実現し、次世代を担う子どもたちが豊かな人間性と多様な能力を発揮できるように、幼少期から男女平等・人権教育を推進していく必要があります。

また、教育関係者や保護者に対する研修の充実や啓発を進めます。

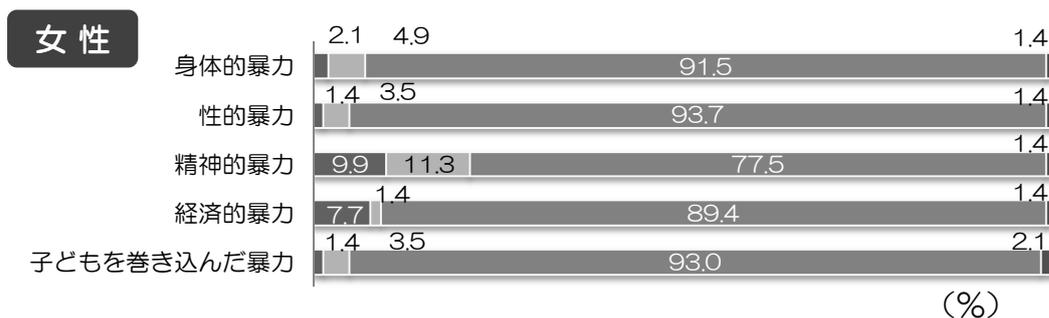
具体的な取り組み	担当班
人権尊重の学習機会として、人権教室を幼稚園や小中学校・高校等で実施します	戸籍環境班
人権に関する相談窓口として人権相談会を実施します	
幼稚園や小中学校を対象に、人権教育開発事業として「インターネットによる人権侵害」「いじめ」「性的指向、性自認」等の事業を行います	教育総務班
小中学校において「道徳科」の授業を行います	
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターの充実を図ります	保険年金班
青少年ボランティアを推進し、子どもたちの豊かな人間性を育みます	社会文化班

### 3 あらゆる暴力の根絶

すべての人が安心して暮らすために、暴力は、その対象の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。とりわけDV（配偶者等からの暴力）や虐待は、親密な関係において行われるため外部からの発見が困難で被害が深刻化しやすいことから、社会全体で解決に取り組む必要があります。

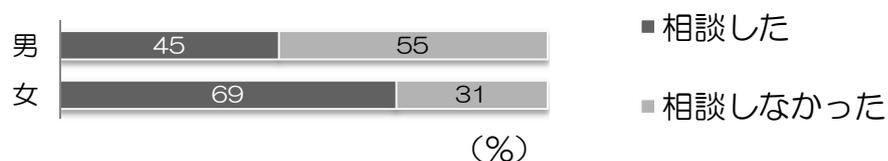
具体的な取り組み	担当班
関係機関と連携し、被害者への支援や被害防止対策を実施します	子ども支援班
DV等の問題対応するための相談窓口の充実を図ります	
DV等の制度を広く周知し、被害の潜在化を防ぎます	
高齢者虐待を早期発見するため相談機能の充実を図ります	保険年金班

#### Q これまでにDV（配偶者からの暴力）を受けたことがありますか？（R1町民意識調査より）



(DVを受けたことがあると回答した方のみ)

#### Q どこかに相談したり、誰かに打ち明けたりしましたか？



## 基本目標 II 対等な立場で社会を担う

### 現状と課題

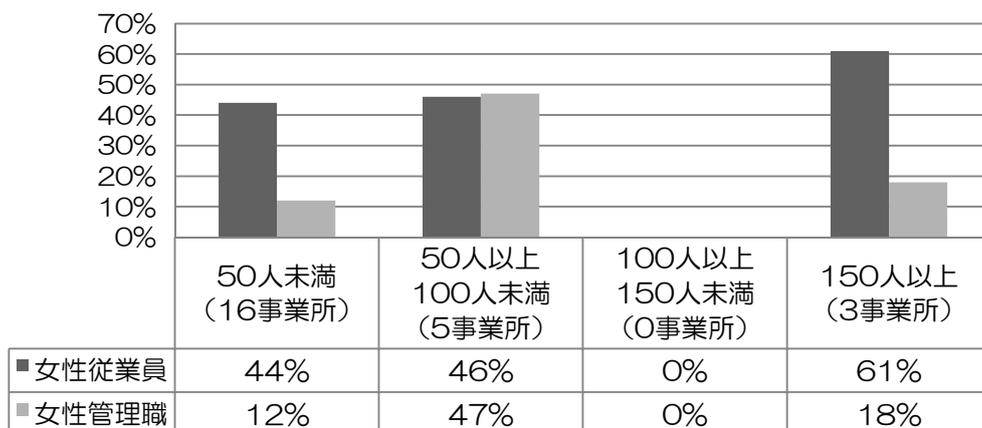
- これまで、「審議会、委員会等への女性登用30%」を目標に取り組みを進めてきましたが、平成31年4月現在では、未達成となっています。  
あらゆる政策・方針決定過程の場において男女が平等に参画できる機会を確保するためにも、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進していく必要があります。
- 女性管理職が全体の半数以下の事業所に、少ない理由を尋ねたところ、最も多かった意見は“女性自身が管理職になることを望んでいない”であり、他に“家庭の負担が多く、長時間労働を要求できない”などの回答がありました。  
「だれもが自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができる社会」を実現するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりが必要です。また、女性のエンパワーメント※を促進していく必要があります。
- 県の調査では、東日本大震災及びその後の原子力災害では、避難所運営や生活用品などの備蓄、調達等について、女性や多様な背景を持つ人々のニーズが十分に反映されていなかったと報告されています。また、固定的な性別役割分担により家庭的責任が女性に集中したことや、女性に対する性暴力の増加なども指摘されています。  
多様な人々の違いに配慮するため、防災計画や災害対応において、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めます。

なんでもかんでも「男女」を一緒にすればいいって考え方には違和感があるなあ。性差があるんだから、全て同じにするのは無理じゃないかなあ。

そうだよね。  
でも、当事者でないとわからない問題もあるから、いろんな立場の人が意見を出すことは必要だと思うよ！



## 女性従業員・女性管理職比率（R1町民意識調査〔事業所〕より）



## 委員会等での女性の登用状況（平成31年4月時点）

役職等	女性の割合
町議会議員	25.0% (4/16人)
区長・自治会長	3.7% (3/81人)
防災会議	2.8% (1/36人)
PTA会長・副会長	13.0% (3/23人)
教育委員会委員	40.0% (2/5人)
民生・児童委員	41.2% (28/68人)

### 会津坂下町役場の女性登用状況は？

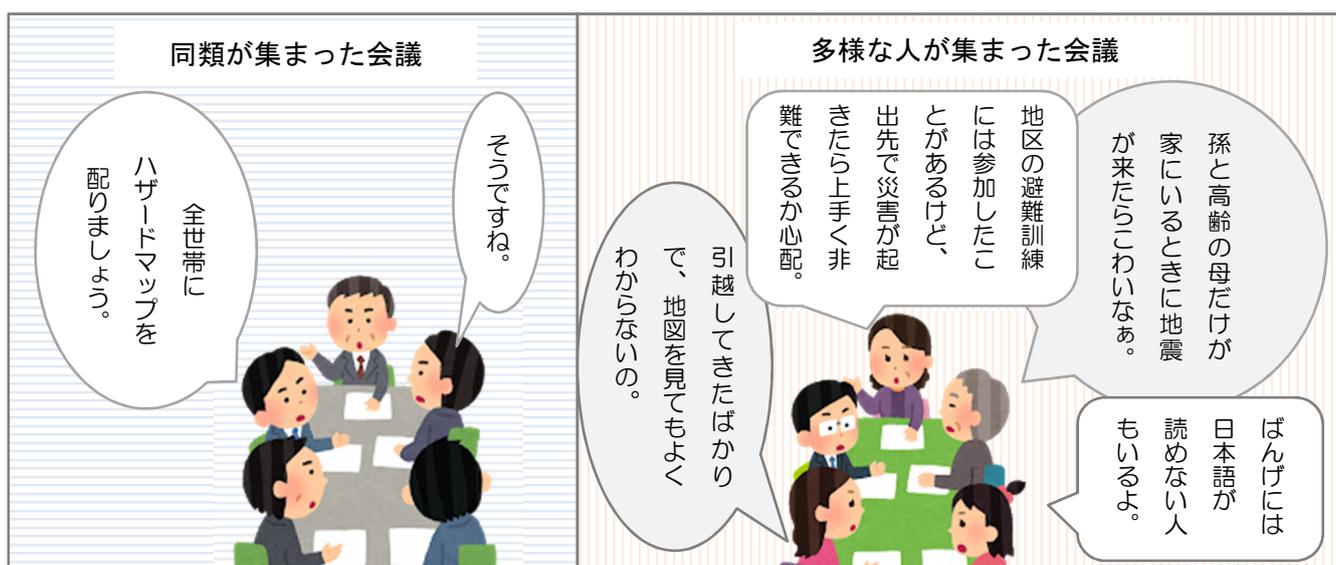
（平成31年4月時点）

- ・課長補佐担当職⇒17.5%
- ・課長担当職 ⇒11.1%

※女性活躍推進法の規定により、町は「事業主」として「特定事業主行動計画」を策定し、毎年実績を報告しています。

災害時に直面する問題は、一人ひとり違います。地域に暮らす多様な人の「違い」に配慮した体制・支援が必要です。

### 《防災会議で避難方法について話し合う場面》



多様な人に配慮するためには、計画をつくる段階から多様な視点を取り入れる必要があります。

施策の基本的方向 ～課題解決のためにすすめること～



1. 政策方針決定の場への女性参画の促進
2. 女性の人材育成支援
3. 防災における男女共同参画の促進

### 1 政策方針決定の場への女性参画の促進

誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、町の政策に多様な視点を取り入れるため、庁内の関係各課と連携し、政策方針を決定する各種審議会や委員会等への女性の参画を拡大します。

具体的な取り組み	担当班
町の各種審議会等への女性の登用及び女性参画を推進します	全庁

#### ポジティブ・アクション（積極的是正措置）とは

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

審議会等への女性登用のための目標設定  
女性管理職登用への研修・昇進の機会の提供など

「女性優遇」とは違います。



## 2 女性の人材育成支援

一人ひとりが持つ潜在能力を発揮し、社会参画やさまざまな課題解決に向けて主体的に考え行動できるよう、女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当班
人材育成のための学習機会を提供します	社会文化班

## 3 防災における男女共同参画の推進

防災計画や災害対応において、男女共同参画の視点に立ち、多様な価値を尊重できるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的な取り組み	担当班
防災訓練への女性参画を推進します	危機管理室

災害時に、近隣住民の救助を行ったのは、「高齢の女性たち」だったという事例もあります。災害は、いつ起こるかわからないため、被災時にどんなメンバーで活動するかわかりません。「助ける側」と「助けられる側」といった固定観念で区別せず、それぞれが主体的に行動できるように、それぞれの特性に応じた判断や行動の訓練をすることが大切です。



## 基本目標 Ⅲ 働きやすい環境を整える〔女性活躍推進法市町村推進計画〕

### 現状と課題

- 町内事業所のうち、育児休業制度の規定がある事業所は92%、介護休業制度の規定がある事業所は80%でした。規定がない事業所においても、“便宜に対応している”または“該当者がいない”が大半であり、育児・介護制度については、整備が進んでいるようです。しかし、十分に制度を活用できていない実態もあります。必要な人が制度を活用できる環境づくりが必要です。
- 「希望する生活」と「実際の生活」については、男女ともに、仕事・家庭生活・地域や個人の生活をそれぞれの立場に合わせてバランスよく暮らしたいと思いつつも、多くの人が希望どおりに過ごせていないのが現状です。一人ひとりが、より充実した生活を送れるよう、「ワーク・ライフ・バランス」についての正しい理解と、働き方の見直しが必要です。
- 10年前と比べ、女性が職業を持つことについて、“子どもができてずっと職業を持つ方がよい”と考える人が男女ともに大幅に増えています。また、88%の事業所が女性従業員に対し、“結婚、出産にかかわらず仕事を継続”することを望んでいます。  
女性に限らず、就業を希望するすべての人が、それぞれの希望に応じた働き方を実現し仕事を継続できるよう支援していく必要があります。

#### 〈町民意識調査（事業所）より〉

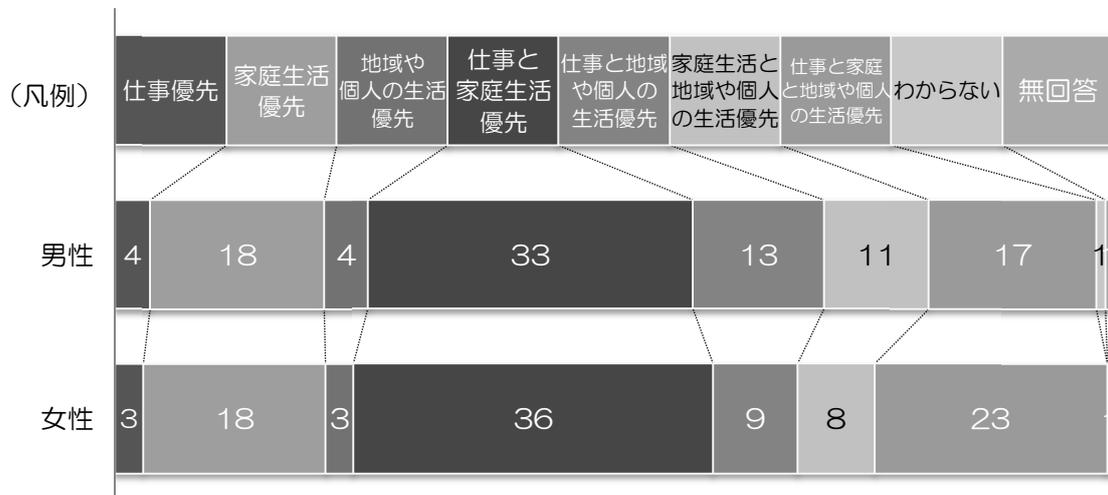
事業所を対象に行った町民意識調査では、このような意見もありました。

職種、職務内容が男性型（力仕事が多い）と認識されているため、女性が入社が少ない現状ですが、機械対応への移行が進んでいるので、女性も活躍できる職場になっています。

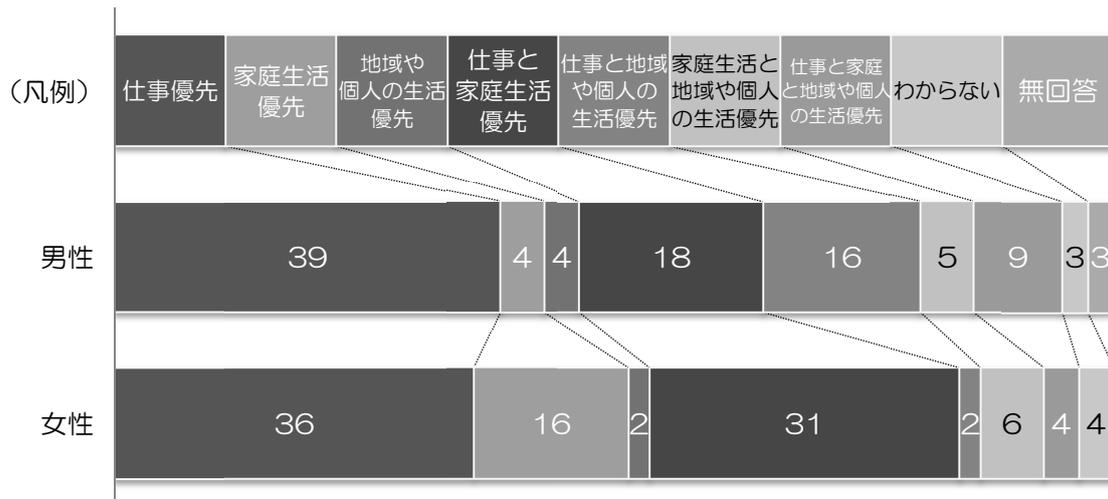
改善が進んでいることを、知ってもらえる機会があると良いです。



**Q 現在の生活であなたの希望に近いものはどれですか？（R1町民意識調査より）**



**Q 実際の生活に近いものはどれですか？（R1町民意識調査より）**

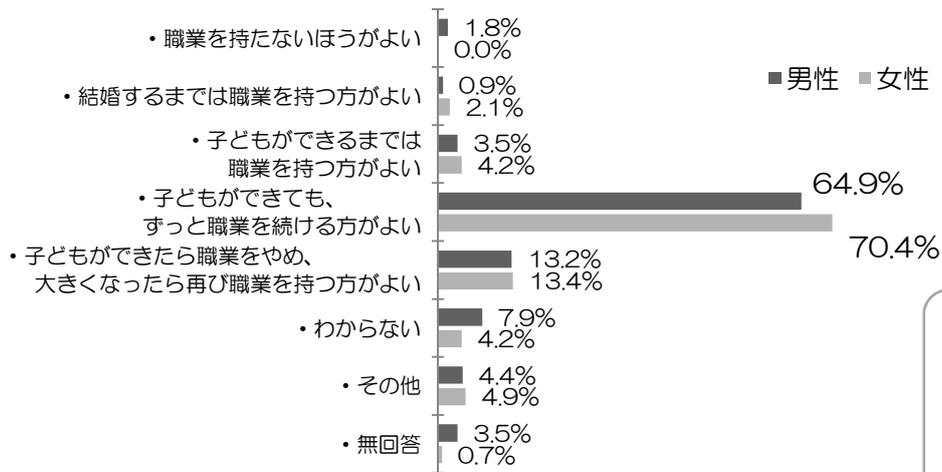


仕事の責任や地域の役職が年々増えてきて余力がない・・・。



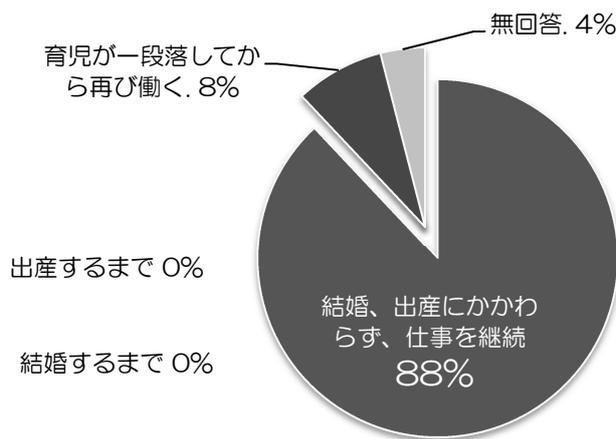
仕事と家庭を両立することで精一杯。

## Q 女性が職業を持つことについてどう考えますか？（R1 町民意識調査より）



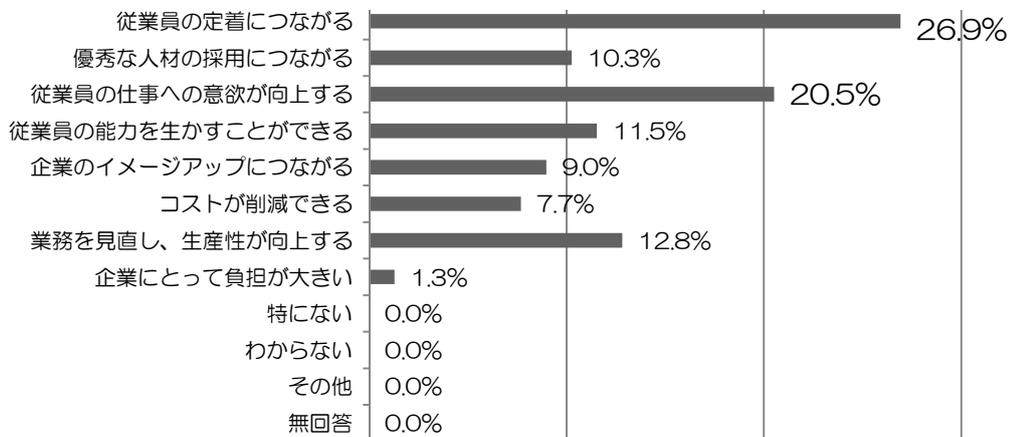
それぞれの事情にあわせて柔軟に対応できる社会になって欲しい。

## Q 女性従業員がいつまで働くことを望みますか？（R1 町民意識調査【事業所】より）



町民意識調査より

## Q ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、どのようにお考えですか？（R1 町民意識調査【事業所】より）



施策の基本的方向 ～課題解決のためにすすめること～

▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

1. 雇用・労働環境の整備と女性活躍の促進
2. ワーク・ライフ・バランスの推進  
(仕事と生活の調和)

## 1 雇用・労働環境の整備と女性活躍の促進

働くことを希望する人が、個性や能力を発揮し、多様な働き方ができるよう関係機関と連携しながら情報発信を行います。

また、女性が職業生活において活躍するためには、男性の家事・育児等の家庭生活への参画が重要です。男性自身のキャリア形成においても、家庭生活への参加は、マネジメント力の向上や視野の広がりなど、効果的なものと考えられます。男性が家庭生活へ積極的に参画できるようサポートを行います。

具体的な取り組み	担当班
関係機関と連携し、企業・事業所への男女共同参画の考え方やハラスメント防止の啓発を行います	商工観光班
ハラスメント等の相談窓口の設置を検討します	
男女共同参画に向けて事業に取り組む企業への相談窓口の設置を検討します	

## 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスは、育児中や介護中など一部の限定された方だけのものではなく、「すべての人」にとって必要な考え方です。一人ひとりが、ワーク・ライフ・バランスを正しく理解し、充実した人生を送れるよう関係機関と連携し取り組みます。

また、個人の生活の充実を図るため、文化活動やスポーツ活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的な取り組み	担当班
近隣市町村と連携した婚活事業を実施します	政策企画班
パートタイムなど自分にあった働き方や就業・再就職への情報提供を行います	商工観光班
文化活動やスポーツ活動の情報提供・相談窓口の充実を図ります	社会文化班
育児等の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、仕事と家庭の両立・子育て家庭の支援を行います	子ども支援班

性別等による向き不向きは、あって当然。  
でも、一方的に「女性（男性）には無理」と決めつけないで。チャンスは平等にあるといい。



## 基本目標 IV 安心して暮らせる社会を築く

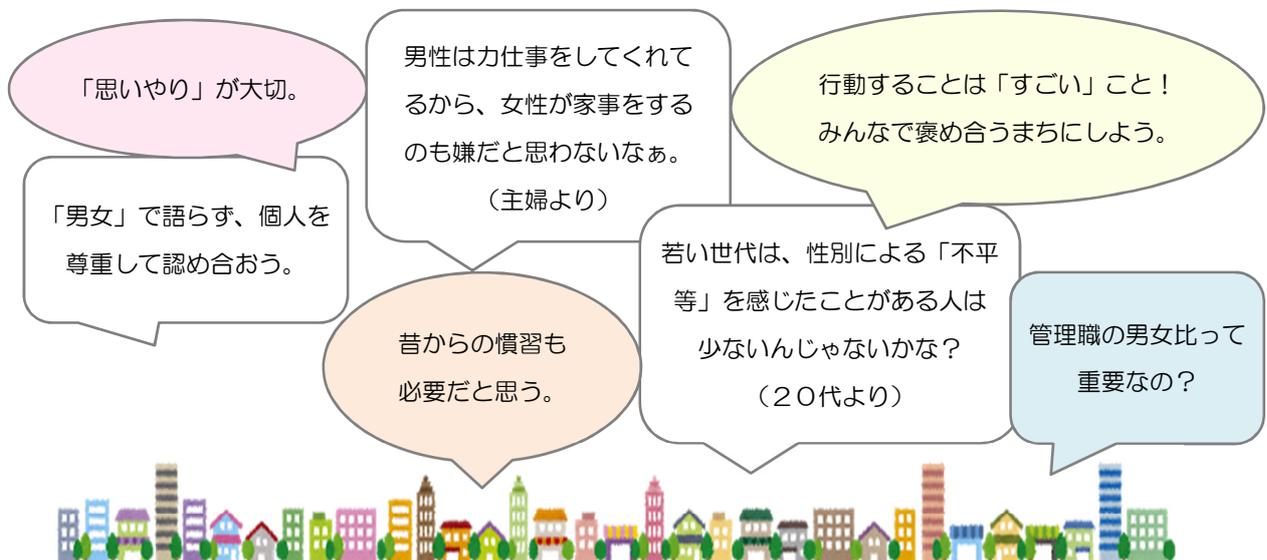
### 現状と課題

- 女性労働力に対する需要が高まり、活躍の場が増える一方で、非正規雇用労働者やひとり親など、困難を抱える女性も増加傾向にあります。女性が抱える困難は複合的なものも多く、社会的に孤立している場合もあります。問題を早期に発見し、関係機関が連携して支援していくことが重要です。
- 社会構造の変化により、年齢にかかわらず意欲と能力がある限り働き続けることができる場が増えていきます。「働きたい」と希望する人が、健やかにいきいきと活躍し続けられるよう、健康増進・健康保持に関する支援が必要です。
- 年齢や障害の有無に関わらず、すべての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活することができるための福祉サービスと環境整備を進めていく必要があります。
- 家事を積極的に行う男性が増えつつありますが、依然として家庭での女性の負担は大きいようです。一人に負担が偏ることのないよう、家庭内での男女共同参画の普及・啓発を推進するとともに、誰もが気軽に相談できる支援体制の整備が必要です。

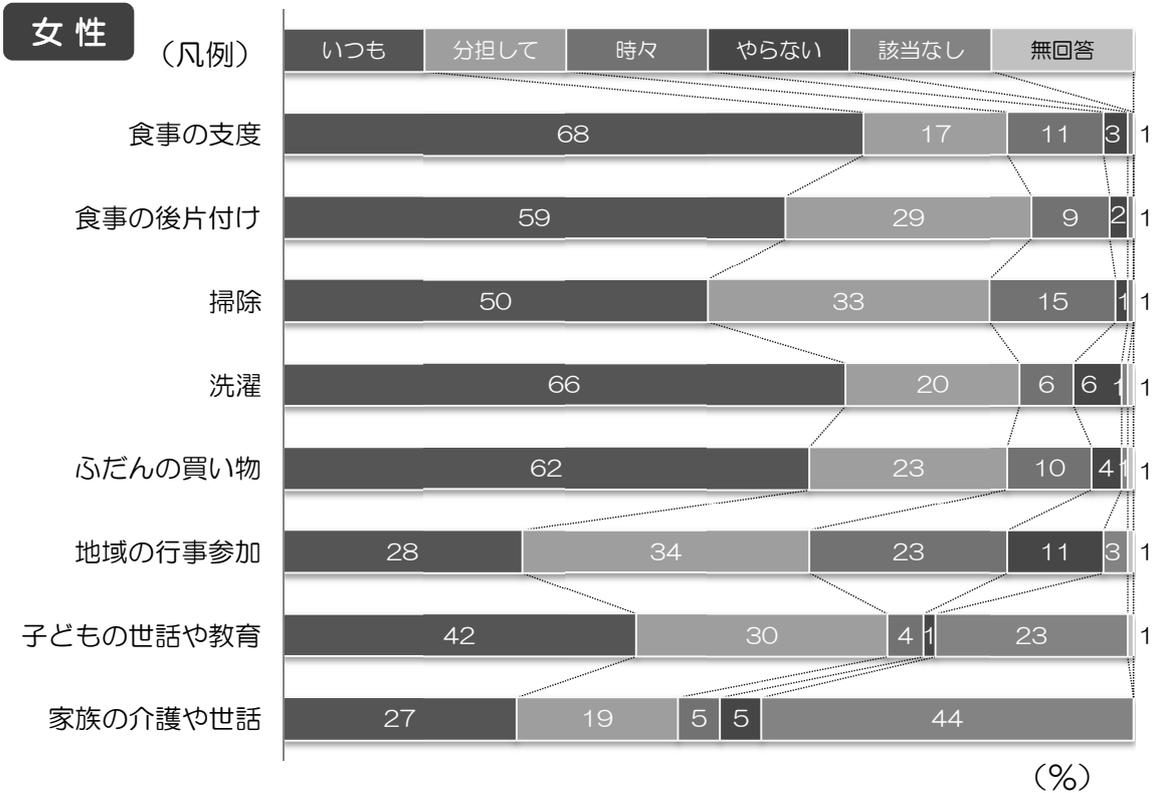
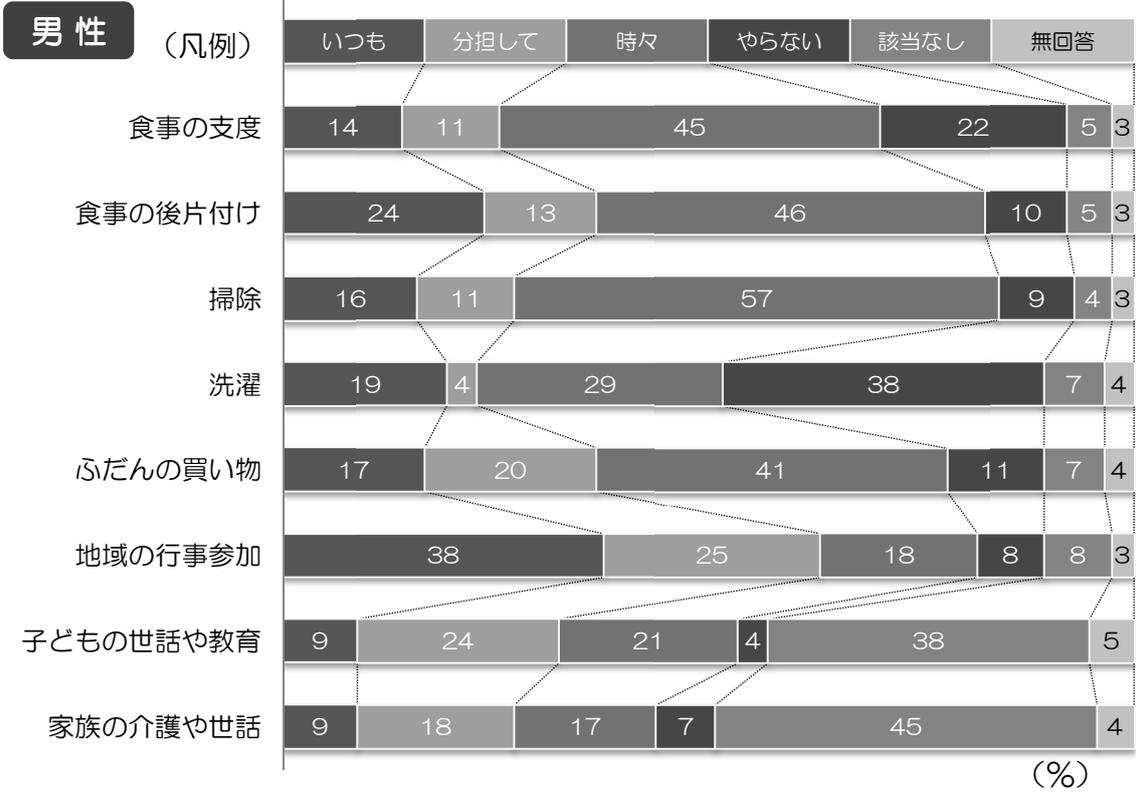
### 《プラン策定ワーキンググループ・町民意識調査等での意見》

「男女平等」「男女共同参画」の答えは一つではありません。

誰もが住みやすい社会になるよう、すべての人が主体的に考え、行動に移すことが大切です。



Q あなたは家庭で、どの程度行っていますか？（R1 町民意識調査より）



施策の基本的方向 ～課題解決のためにすすめること～

▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

1. 生涯を通じた健康づくりの支援
2. すべての人にやさしい福祉の充実

## 1 生涯を通じた健康づくりの支援

すべての町民が、生涯にわたり、思春期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めます。

特に、女性に対しては、妊娠から出産・育児まで一貫した支援を行います。

具体的な取り組み	担当班
介護予防教室を開催し、高齢者の健康保持を図ります	保険年金班
高齢者の通いの場の充実、地域支え合い活動を支援します	
妊娠中の健康相談等による支援を行います	福祉健康班
育児に関する保健師等による支援を行います	
思春期の悩みに対しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置し支援を行います	教育総務班

## 2 すべての人にやさしい福祉の充実

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実を図ります。また、育児・介護に関わる家族の負担軽減のため、相談体制や支援体制を充実させます。

さらに、様々な面で困難を抱える人に対し、関係機関が連携を強化して支援を行います。

具体的な取り組み	担当班
高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります	保険年金班
身体又は精神に中度・重度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護している保護者に対し手当を支給します	子ども支援班
育児不安等を抱えた就学前の乳幼児を養育する家庭に対し、訪問による育児相談、家事等の支援を行います	
育児不安等を抱えた18歳未満の子のいる家庭をヘルパーが訪問し、家事や育児の支援を行います	
乳幼児健診等において把握した不安を抱える保護者を誘い、集団の中で遊びを通じた子の様子を確認したりできる親子のふれあう場を提供します	
親子の交流の場や子育て関連情報を提供し、併せて子育て相談も行います	
妊娠期から小学校入学までを目途に、切れ目のない子育て支援を提供します	子ども支援班 福祉健康班
地域生活支援拠点整備による支援を行います	福祉健康班
DV等の問題に対応するため、関係機関の連携強化を図ります	全庁

## 第3章 プランの推進

---

男女共同参画社会形成に向けて、このプランを実現するためには、行政のみならず、事業者等の関係団体と連携をとり、町民の方々の理解と協力を得ながら取り組んでいくことが必要です。

このため、推進体制を整備しながら、各年度の進捗状況を的確に踏まえ、町民の方々のご意見を幅広く取り入れながらプランを推進していきます。

### (1) 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制を一層充実させ、他機関等との連携強化を図り、プランの着実な推進を行います。

#### ① 役場内の推進体制

役場内の横断的組織を中心として総合的な企画調整を図りながら、プランの着実な推進を行います。

また、職員研修や職場環境づくり等を通じ、職員の意識啓発を進めるとともに、男女共同参画の視点に立って各種施策を進めます。

#### ② 町全体での推進体制

事業者、関係機関、各種団体等と連携・協働し、取り組みを進める必要があることから、広域的な視点に立った推進に努めます。

### (2) 推進状況の検証

プランに基づく施策の進捗状況を、年度毎に担当班からの報告によりの確に把握・検証し、施策の進行管理に努めます。

自分らしく生きよう！

## 男女共同参画川柳コンクール

会津坂下町男女共同参画推進会議では、啓発活動の一貫として、毎年「男女共同参画川柳コンクール」を開催しています。

令和元年度で14回目を迎え、これまでに6,887作品の応募がありました。

入選作品の一部をご紹介します。

第1回（平成18年度）特選

「男でも 介護はできる 親だもの」

第2回（平成19年度）特選

「モテ男 てきばきこなす 家事・仕事」

第6回（平成23年度）特選

「忙しい 母を助ける 父自慢」

第8回（平成25年度）特選

「ショーと八重 敬いあって 夢叶え」

第10回（平成27年度）特選

「腕上げた 父のチャーハン 母の味」

第12回（平成29年度）特選

「どうしたの？ その一言で 救われる」

第14回（令和元年度）特選

「ありがとう 伝わる感謝 広がる笑顔」

# 参 考 資 料

- 「あいづばんげ男女共同参画プラン」改定経過
- 会津坂下町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿
- 会津坂下町男女共同参画プラン策定委員会専門部会  
(ワーキンググループ) 委員名簿
- 男女共同参画基本法

## 「あいづばんげ男女共同参画プラン」改訂経過

月 日	会議名等	内 容
平成30年 10月24日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改訂に関する趣旨説明</li> <li>・プラン改訂方法及びスケジュール説明</li> </ul>
平成30年 10月24日	第1回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改訂に関する趣旨説明</li> <li>・プラン改訂方法及びスケジュール説明</li> </ul>
平成31年 2月13日	第2回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークによる町民意識調査票の作成</li> </ul>
平成31年4月 ～令和元年6月	町民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民意識調査票の配布及び集計 町民一般 257/400件（64.3%） 事業所 25/30件（83.3%）</li> </ul>
令和元年 8月9日	策定委員会・ワーキンググループ合同研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民意識調査の集計結果</li> <li>・男女共生センター館長 千葉悦子先生の講演「男女共同参画をなぜすすめていかなければならないのか」</li> </ul>
令和元年 9月5日	第3回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループワークによる町民意識調査の分析</li> </ul>
令和元年 11月14日	第4回 ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改訂（素案）について</li> </ul>
令和元年 12月12日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改訂（素案）について</li> </ul>
令和元年 12月25日 ～令和2年 1月24日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン改訂（素案）に対するパブリックコメント（意見公募）の実施</li> </ul>
令和2年 2月18日	定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン議決</li> </ul>
令和2年 3月議会	会津坂下町議会 文教厚生常任委員会 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン報告</li> </ul>

会津坂下町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

	氏 名	団体・組織名
1	広瀬 忠 康	会津坂下町工業振興協議会代表
2	渡部 勝 康	区長・自治会長会代表
3	佐藤 宗 太	会津坂下町商工会青年部代表
4	小池 孝 子	更生保護女性会坂下支部代表
5	佐藤 迪 夫	会津坂下町民生児童委員協議会代表
6	梅 宮 泰	坂下高等学校代表
7	安 田 修 久	会津農林高等学校代表
8	神 内 透	小・中学校代表
9	和 田 至 法	会津坂下町 PTA 連絡協議会代表
10	歌 川 み い	J A会津よつば女性部坂下支部代表
11	目 黒 留美子	会津坂下町商工会女性部代表
12	猪 股 範 子	坂下婦人会代表
13	佐 竹 和 代	国際ソロプチミストばんげ代表
14	佐 藤 房 枝	会津坂下町男女共同参画推進会議
15	山ノ内 貞 夫	

会津坂下町男女共同参画プラン策定委員会専門部会（ワーキンググループ）委員名簿

	氏 名	団体・組織名		氏 名	団体・組織名
1	齋 藤 小夜子	会津坂下町 男女共同参画 推進会議委員	19	二 瓶 隆	会津坂下町 男女共同参画 推進会議委員
2	鈴 木 伸 司		20	池 田 英 俊	
3	星 博 美		21	山 口 孝 之	
4	大 竹 京 子		22	神 内 透	総務課行政管理班
5	佐 藤 房 枝		23	荒 井 康 之	
6	齋 藤 憲 子		24	佐 藤 真奈未	政策財務課政策企画班
7	山ノ内 貞 夫		25	水 野 孝 之	生活課福祉健康班
8	武 藤 美 香		26	佐 藤 暢一郎	産業課農林振興班
9	桑 原 ひとみ		27	遠 藤 淳 史	産業課商工観光班
10	宮 本 あけみ		28	小 林 正 明	教育課教育総務班
11	田 部 武 志		29	五十嵐 隆 裕	子ども課子ども支援
12	佐 藤 純 枝		30	青 木 睦 昭	教育課
13	林 出 敏 子		31	田 部 嘉 之	教育課社会文化班
14	五十嵐 近 子		32	五十嵐 美 保	
15	齋 藤 康 徳		33	渡 部 政 也	
16	佐 藤 光 成		34	長 峯 麻 美	
17	成 田 のぞみ		35	田 辺 弥恵子	
18	関 本 義 光				

## 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布法律第78号）

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する基本施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

【前文】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

【基本理念】

### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的取扱いを受けないようにしながら、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ人権が尊重されること。

### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものになるように配慮すること。

### 3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、政策又は民間団体等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活におけるすべての活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、以外の活動も行うことができるようにすること。

### 5. 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組みと密接であることから、社会形成に向けて、国際協調の下に行うこと。

【基本的な施策】

### 1. 国の男女共同参画基本計画の策定

### 2. 都道府県男女共同参画計画等の策定（市町村は、努力義務）

### 3. 施策の策定等に当たっての配慮

### 4. 国民の理解を深めるための措置

### 5. 苦情の処理等

### 6. 調査研究

### 7. 国際的協調のための措置

### 8. 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

【国・地方公共団体及び国民の役割】

◎ 国は、男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施する。

◎ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する。

◎ 国民は、職域、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。





あいづばんげ男女共同参画プラン ～あいづばんげ なのはなプラン～  
(令和2年度～令和6年度)

---

発行：会津坂下町教育委員会 教育課社会文化班

福島県河沼郡会津坂下町字五反田 1310 番地 3

TEL 0242-83-3010 E-mail [cyou@town.aizubange.fukushima.jp](mailto:cyou@town.aizubange.fukushima.jp)